

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に定める書面)

2023 年 4 月 1 日

株式会社不動テトラ
株式会社ソイルテクニカ

2023年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都中央区日本橋小網町7番2号
株式会社不動テトラ
代表取締役社長 奥田眞也

東京都中央区日本橋小網町12番7号
株式会社ソイルテクニカ
代表取締役社長 西川晋司

株式会社不動テトラ（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）及び株式会社ソイルテクニカ（以下、「吸収分割会社」といいます。）は、2022年9月26日付で締結した吸収分割契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社の建設機械等の賃貸事業（建設機械等の整備、修理事業を含むものとし、以下「本事業」といいます。）を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める開示事項は、次のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2023年4月1日

2. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであり、会社法第784条の2の規定に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであり、会社法第785条の規定に基づき、吸収分割会社に対して株式買取請求を行った株主は存在しませんでした。

② 新株予約権買取請求（会社法第787条）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（会社法第789条）

本吸収分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の継承は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び会社法第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合であるため、該当事項はありません。

② 債権者の異議（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2023 年 1 月 16 日付で官報公告及び 2023 年 1 月 16 日付で開始した電子公告を行いました。同条第 1 項に従い所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、効力発生日である 2023 年 4 月 1 日付をもって、吸収分割会社から、吸収分割契約の定めに従い、本事業に関して有する権利義務を承継いたしました。吸収分割会社から承継した資産の額は約 5,525 百万円（2022 年 12 月末日時点残高に準拠した概算値）であり、負債の額は約 3,935 百万円（2022 年 12 月末日時点残高に準拠した概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 4 月 3 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上